ねん がつ にち 2020年10月20日

 しようがい
 りゅう
 さべつ
 かいしよう
 すいしん
 かん
 ほうりつ
 しようがいしゃ さべつかい

 にようほう
 みなお

 消法)の見直しについて

ピープルファーストジャパン

みんかん じ ぎょうしょ ごう り てきはいりょ ていきょう ぎ む か 1. 民間事業 所の「合理的配慮の提供」を義務化する

とく まきょう しょうすう ほうりつ きちんと取り組んでくれる企業などはあるが、まだまだ少数だ。法律 き む すす で義務にしないと進まない。

しょうがいしゃ さ べつ くに せきにん 2. **障 害者差別をなくす国の責任について** 

だい じょう くに さべつ きほんほうしん さだ 第6条で、国は差別をなくす基本方針を定めることになっている。

つぎ きほんほうしん かんが かた だい じょう なか ぐたいてき 次の3つのことを基本方針の 考 え方として、第6条の中で具体的に か 書きこむべきである。

①やまゆり園事件は、差別による 虐 殺。

e べつ ぎゃくさつ くに ゆる 「差別による 虐 殺は、国が許さない」とはっきりさせるべきである。

きゅうゆうせいほごほう きょうせいふにんしゅじゆつ 日優生保護法による強制不妊手術

くに ふりよう しそん ぼうし ゆうせいしそう ほうりつ き にん 国が「不良な子孫を防止する」と優生思想を法律で決めて、2万5千人 ひと ふにんしゆじゆつ に ど ほうりつ かの人たちが不妊手 術 をされた。こんなことは二度とやらないと法律に書

くべきである。

(3) 入 所施設が無くならないこと

にゆうしょしせつ かくり こうそうてき さべつ しょうがいしゃけんり じょうゃく いはん 入 所施設への隔離は、構造的な差別であり、障 害者権利条 約に違反している。

ちばけん けんりつ そでがうらふくし かいたい にゆうしょしゃ ちいき かえ 千葉県では、県立の袖ケ浦福祉センターを解体し、入所者を地域に帰と く はじ くに にゆうしよしせつ しようがいしゃ ちいき す取り組みが始まっている。国も「入所施設はなくし、障害者を地域 かえ ほうりつ かに帰す」ことを法律に書くべきである。